

横浜市都市計画公聴会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年横浜市規則第36号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、公聴会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 都市計画の案を作成しようとするときは、次に掲げる場合を除き公聴会を開催する。

- (1) 横浜市都市計画提案に関する手続要領第11条第2項ただし書により公聴会を省略とした場合
 - (2) 横浜市都市再生特別地区等に関する都市計画提案制度手続要領別表1(3)②による公聴会を開催した場合
 - (3) 災害時等、緊急に都市計画を作成する必要がある場合
 - (4) 周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれのない都市計画の決定又は変更
 - (5) その他、特に公聴会開催が必要ないと認める都市計画の決定又は変更
- 2 公聴会は、都市計画の案に住民の意見が十分反映されるよう適当な時期に開催するものとする。
- 3 公聴会の開催回数は、原則として、1回とする。

(開催の場所)

第3条 公聴会の開催場所は、原則として、都市計画を定める土地の区域が存する区（複数の区にまたがる場合は、適当な1区）の講堂その他適当な場所で行うものとする。

(開催の周知)

第4条 規則第3条の規定による公告及び縦覧に当たっては、横浜市ホームページ及び広報よこはま等による周知に努めるものとする。

(公述の申出)

第5条 規則第6条の規定による公述の申出は、公述申出書（様式自由）により、公述申出者本人又は代理人が行うものとし、申出方法は、郵送、持参又は電子申請とする。

- 2 公述申出書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 住所、連絡先
 - (2) 氏名（法人の場合は名称及び代表者名）
 - (3) 案件名
 - (4) 意見の要旨
- 3 公述申出書の提出期間は、規則第3条の規定による縦覧期間とし、提出期間内に受け付けたものを有効とする。
- 4 公述申出書の提出を第三者に委任する場合には、提出を委任された者の確認を次のとおり行う。
 - (1) 郵送の場合には、提出を委任された者の氏名及び住所を封筒等に明記すること。
 - (2) 持参の場合には、提出を委任された者が本人であることを確認できる書類を窓口で提示すること。

(公述人の選定)

第6条 規則第7条第1項の規定による公述人の選定は次のとおり行うものとする。

- (1) 公述人の選定は、10名程度までとする。
- (2) 前号による公述人の選定は、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により行うものとする。
- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、公述人選定結果通知書により行うものとする。
- 3 公述人が、病気その他やむを得ない事情により公述を辞退する場合は、公述辞退申出書（様式自由）を市長宛て提出するものとする。
- 4 前項による辞退が公聴会開催日の前日（前日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までになされたときは、市長は、公述申出人のうちから公述人の補充の選定をすることができるものとする。

(公述時間の制限等)

第7条 規則第8条第1項の規定による公述時間は、原則として10分以内とし、また、公述の順番は、原則として公述人の氏名の50音順とする。

2 規則第8条第2項の規定による通知は、規則第7条第2項の規定による通知と併せて行うものとする。

(傍聴)

第8条 公聴会の傍聴は、先着順とする。

2 規則第14条の規定により、別表第1項各号のいずれかに該当する者は、公聴会の会場に入場することができない。

(議長)

第9条 規則第10条の規定による議長は、原則として都市計画課長が行うものとする。

2 議長は、公聴会を主宰し、次の職務を処理するものとする。

- (1) 公聴会の開会及び閉会に関すること
- (2) 公述人及び傍聴人に対する注意事項の周知に関すること
- (3) 公述の順番に従って、公述人を指名し、公述させること
- (4) 規則第11条第3項に定めること
- (5) 規則第12条第1項に定めること
- (6) 規則第14条に定めること
- (7) 規則第15条に定めること
- (8) その他公聴会の運営に関し必要な措置を講ずること

(代理人又は書面による意見の提出)

第10条 規則第13条第1項の規定により、公述人が書面により意見を提出するときは、公述人の氏名及び住所、意見を記載するものとする。

2 規則第13条第2項の規定による委任は、公述委任状(様式自由)により行うものとする。

(禁止事項等)

第11条 議長は、規則第14条の規定により、公述人及び傍聴人が、静粛を旨とし、別表第2項各号に掲げる事項を順守するようにさせなければならない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。(平成15年3月31日都都第608号、局長決裁)

平成17年4月1日改正(平成17年3月31日都総第205号、局長決裁)

平成21年4月1日改正(平成21年2月13日まち都計第3082号、局長決裁)

平成22年4月1日改正(平成22年3月31日まち都計第3381号、局長決裁)

平成25年4月1日改正(平成25年3月29日建都計第3443号、局長決裁)

平成29年8月10日改正(平成29年8月10日建都計第1053号、局長決裁)

平成29年10月27日改正(平成29年10月27日建都計第1716号、局長決裁)

令和2年6月15日改正(令和2年6月15日建都計第481号、局長決裁)

令和3年4月1日改正(令和3年3月31日建都計第2472号、局長決裁)

別表

- 1 次のいずれかに該当する者は、公聴会の会場に入場することができない。
 - (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器等議事の進行の妨げとなるようなものを所持する者
 - (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
 - (3) 酒気を帯びている者
 - (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと思われる者

- 2 公述人及び傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - (1) 議長の指示に従うこと
 - (2) 公述等に対して発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと
 - (3) カメラ、ビデオ等による来場者の撮影及び録音を行わないこと
 - (4) 携帯電話は電源を切り又はマナーモードにし、会場内での通話は控えること。また、音の発生するゲーム機、電子手帳及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること
 - (5) 自身の意見等を記載した資料を来場者へ配布しないこと
 - (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと